(令和4年6月1日作成)

法 令 名	職業能力開発促進法
根 拠 条 項	第 39 条第 1 項
許 認 可 等	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の許可
の 種 類	
法令の定め	職業能力開発促進法 第 39 条第 1 項
審査基準	1 当該定款又は寄附行為の変更内容が法令に違反しないこと。
	2 当該定款又は寄附行為の変更に関し、職業訓練法人がその業務を行うために必要な
	経営基盤の確保など当該業務を的確に遂行することができる能力を有すること。
	3 職業能力開発促進法施行規則第 51 条第1項及び第2項の規定に基づく申請書及び
	必要な書面が添付されていること。
	4 審査にあたって考慮する通達等
	(1)昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達
	「新職業訓練法の施行について」第6職業訓練団体
	(2)平成8年9月20日閣議決定(平成9年12月16日一部改正) 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等
	に関する基準」
 標準処理期間	総 期 間 1ヶ月
	経由機関 日・月()
	協議機関 日・月()
	処分機関 日・月()
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
申 請 先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)